

2024年2月15日

各位

大阪市浪速区立葉一丁目2番12号
株式会社鳥貴族
TEL 06-6562-5333

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、当社店舗の「鳥貴族 東小金井店」（東京都小金井市）におきまして、カンピロバクターによる食中毒事故が発生いたしました。

発症されましたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、日頃より当該店舗をご利用いただいておりますお客様及び今後当該店舗をご利用予定のお客様、並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

同店舗は、東京都より営業等停止命令を口頭で受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 食中毒事故の内容

「鳥貴族 東小金井店」において、2024年1月28日にご来店されたお客様に体調不良の症状があり、東京都多摩府中保健所の調査の結果、3名のお客様からカンピロバクターが検出されたため、同店舗は2月20日までの営業停止の行政処分を受けました。

2. 行政処分の内容

運営会社：株式会社 鳥貴族
処分店舗：鳥貴族 東小金井店
処分理由：食品衛生法第6条

3. 現行の衛生管理体制及び防止策

当社では、日頃より HACCP に基づく衛生管理の徹底、1時間毎の衛生的手洗いやトイレ清掃、定期的な衛生クロス交換、管理者による従業員の出勤時体調確認を行い体調不良が認められる場合は出勤停止措置を講ずる等のマニュアルを定めており、店舗に対してもこれらの衛生管理実施と従業員教育を徹底してまいりました。しかしながら、この度このような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この事態を厳粛かつ深く受け止め反省し、お客様のご信頼を回復すべく、全社一丸となって下記再発防止に努めてまいります。

(1) 当社及び加盟店各社スタッフの HACCP に基づく衛生管理の再徹底

- ① 仕込み開始前から仕込み終了後までの危害要因と衛生管理の再認識
- ② 営業開始前から営業終了後までの危害要因と衛生管理の再認識
- ③ 調理における危害要因と管理手法、対応の再認識
- ④ 衛生管理計画を実行する上での各種チェック表運用の遵守、管理の徹底
- ⑤ 出勤前における店舗スタッフの健康管理チェックの徹底

上記①から⑤につきましては、継続的に実施し、管理体制の再徹底を行うと共に、店舗監査の際のチェック体制の強化に努めて参ります。

(2) 第三者機関による立ち入り衛生検査の年1回（仕込時／営業時）の実施

上記記載の立ち入り検査も、継続的に実施。各店舗の衛生面を可視化することでより一層の衛生改善に努めて参ります。

(3) 上記を含む衛生基準に対する講習の実施

以上